

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☝ 会社の赤字と減価償却

Q: 当社は、今期、思っていたほど売上げがのびず、赤字となってしまいました。そこで、今期は減価償却を行わないことにしたいのですが、税務上何か問題がありますか。

A: 会社が減価償却を行わなくても、法人税法上特に問題ありません。

【解説】

法人税法上、償却費として損金の額に算入する金額は、償却費として損金経理した金額のうち、償却限度額に達するまでの金額となります。すなわち任意償却の形式をとっていますから、会社が減価償却を行わなくても法人税法上、特に問題ありません。

ただし、普通償却については、償却不足額の繰越しが認められていませんから、今期減価償却を行わなかったからといって、翌年に2年分の減価償却を行うことはできません。

一方、特別償却についての償却不足額は、次の要件の全てに該当していれば繰越しが認められます。

- (1) 租税特別措置法に規定する特別償却制度の適用によって生じた不足額であること
- (2) 不足額を損金の額に算入しようとする事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度（その事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限ります）において生じた不足額であること
- (3) 不足額の生じた事業年度から、不足額を損金の額に算入しようとする事業年度までの確定申告書に、償却の明細書を添付していること

